『「死亡災害撲滅・アンダー2,000みえ」無災害トライアル』について

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　三重労働局

**１　『令和５年　死亡災害撲滅・アンダー2000みえ推進運動』について**

『令和５年死亡災害撲滅・アンダー2000みえ推進運動』は、増加傾向にある労働災害の発生に歯止めをかけ、死傷者数を2,000人未満にするため、本年６月１日から12月３1日までの期間を定め、安全衛生推進運動を県内に広く展開するものです。

**２　『「死亡災害撲滅・アンダー2,000みえ」無災害１・２・３トライアル』の趣旨**

　『「死亡災害撲滅・チャレンジ アンダー2,000みえ」無災害１・２・３トライアル』（以下、「無災害トライアル」という。）は、『令和５年　死亡災害撲滅・アンダー2,000みえ推進運動』の活動の一環として、三重県内の事業場を対象に、あらかじめ設定した安全衛生スローガンのもと、労使が協調し、安全衛生活動を積極的に展開することにより実施期間中の「無災害」にトライするもので、従前からの活動を一層推進することにより無災害継続への契機とする活動です。

**３　実施期間**

　令和５年8月1日（火）から令和５年12月1日（金）までの123日間

**４　主催**

　三重労働局（事務局は三重労働局労働基準部健康安全課とします）

**５　「無災害トライアル」の募集及び顕彰について**

　三重労働局では、趣旨に賛同し、「無災害トライアル」に参加する事業場を募集させていただき、実施期間中、「無災害」を達成した事業場について、事業場名及びその取組内容等を、三重労働局の『令和５年「死亡災害撲滅・アンダー2,000みえ」推進運動』特設ページに掲載し顕彰することとします。

なお、「無災害」とは、死亡、休業及び障害を伴う災害が発生していないことをいいます。

**６ 「無災害トライアル」参加資格について**

　本年の死傷者数を2,000人未満とする取り組みの一環であることから、令和５年１月１日以降に休業４日以上の死傷災害が発生していないこと等、以下の４つの要件（建設業は５つの要件）を満たしている事業場が参加できます。事業場とは、企業単位ではなく、本社、三重支店、四日市営業所、津工場など、場所的に独立した事業活動の拠点となります。なお、労使が協調した取組であることから、事前に、労働者の代表（過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合）の意見を聴いていただきます。

（１）経営首脳者が趣旨に賛同し、労使協調の上、労働災害防止に意欲的に取り組むこと。

（２）申し込み日において、令和５年1月1日以降、休業4日以上の労働災害を発生させていな

いこと。

（３）令和２年1月1日以降、労働基準監督署から司法処分、労働安全衛生法に基づく使用停

止等命令を受けておらず、かつ、長時間労働等を起因とする精神障害又は脳・心臓疾患の労災

認定事案を発生させていないこと。

（４）申し込み日において、労働保険料の滞納がないこと。

（５）建設工事現場単位での申し込みの場合は、当該工事の実際の施工期間が令和５年８月1日

から令和５年12月１日までの期間を含むこと。

※　建設業においては、店社単位または建設工事現場単位のどちらでも申込できます。なお、元請事業場として受注した工事現場に係る労働災害は下請事業場の労働者が被災したものも計上します。

**７　「無災害トライアル」の参加申し込みについて**

　『「死亡災害撲滅・アンダー2,000みえ」無災害１・２・３トライアル』参加申込書（様式１）により、郵送又はメールにより事務局あてにお申し込みください。

申込受付期間は、令和５年７月10日（月）から令和５年７月31日（月）までです。

**８　安全衛生スローガンの設定について**

事業場ごとに「無災害トライアル」の安全衛生スローガンを設定し、事業場の見やすい場所に掲示してください。

**９「無災害トライアル」達成事業場の結果報告について**

　実施期間中、無災害を達成された事業場は、『「死亡災害撲滅・アンダー2,000みえ」無災害１・２・３トライアル』結果報告書（様式２）に、所定事項を記載の上、三重労働局あて郵送又はメールにより報告してください。報告いただいた内容は、『令和５年「死亡災害撲滅・アンダー2,000みえ」推進運動』特設ページに掲載し顕彰させていただきます。

　報告期間は、令和５年12月８日（金）から令和５年12月２２日（金）までです。顕彰を希望される場合は必ず報告をお願いします。

【事務局】三重労働局 労働基準部 健康安全課

　　　　　 〒514-8524　津市島崎町327-2

担当:中島　nakashima-ryou.m32@mhlw.go.jp